

# 審議会等の会議結果報告書

		課所名	健康推進課
会議名	令和7年度第3回 諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設使用料検討委員会		
開催日時	令和8年3月18日（水） 午後6時55分～午後8時30分		
開催場所	諏訪市保健センター2階 多目的ホール		
出席者	伊藤幸彦委員長、名取功夫副委員長、関基委員、佐久秀幸委員、堀元彰委員、小口泰幸委員、清水俊文委員、桜井幸雄委員、島津美穂子委員、塚西文香委員、守屋和則健康福祉部長 濱秀憲健康推進課長、矢澤祐美健康予防係長、笠原和洋健康予防係主査、山下万里子健康予防係主事 (欠席者) 高林康樹委員		
資料	別添		
協議議題（内容）及び会議結果（要旨）			
1. 開会（健康推進課長）			
2. 健康福祉部長あいさつ 本日は、年度末のお忙しい中、また、お忙しい時間帯にお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回は、理論上の適正使用料の考え方から試算した金額を示してご意見をいただいた。その後、中小企業診断士からの資料が出てきたので、今回、もう少し具体的な数字を出させてもらいたい。スケジュール全体を考えると、年度が替わり、6月の議会には使用料の条例改正案を出していきたいと考えているため、4月には答申を出していきたい。限られた時間の中ではあるが、様々な立場からご意見をいただければありがたいと思っている。本日は、よろしく願いたい。			
3. 委員長あいさつ 本日は、ご出席いただき、ありがとうございます。私が購入している灯油の価格が値上がりした。報道によると、ガソリンスタンドが休業しているところもある。今後、経済活動や市民生活に様々な形で影響が出てしまう。本日は、改定の素案を出してもらえらるため、皆様からは会議の中でご発言をお願いしたい。本日は、よろしく願いたい。			
【事務局】 会議の公開は、諏訪市審議会等の会議の公開に関する要領第3条第2号の規定により、公平かつ円滑な審議の場を確保するため、また、委員の自由な発言をお聞きしたいことから、ここまでとさせていただきます。なお、審議会の会議は、原則公開とされていることから、本日の会議の内容は、後日、会議録として公開させていただきますので、ご了承ください。			
4. 議事（進行：委員長） (1) 使用料改定の素案について ■事務局より説明			

- ・これまでの振返りをすると、施設の管理運営費用は増加傾向で、指定管理者は赤字が慢性的に続いている。行政支出においても指定管理期間を更新するたびに指定管理料が年間約 2,000 万円ずつ増加していることに加えて、老朽化に伴い施設修繕費用も増加している。一方で、料金は、消費税を除き 20 年間据え置かれており、このままでは持続的な施設運営に支障が出るのが懸念される状況ということの説明した。
- ・前回の委員会では、中小企業診断士による経営診断業務の中間報告として、施設が抱える問題点や今後取り組むべき課題、施設の持続的な運営に向けた提言について、説明した。また、使用料改定の試算として、令和 3 年から 5 年までの維持管理費用等を基に、受益者負担率に応じた試算により、使用料の検討を行った。さらに、使用料区分の検討として、市内と市外の料金を分けるか、午後 8 時以降の料金や夏季シーズン料金について、検討を行った。
- ・中小企業診断士による経営診断の前提条件は、直近の令和 6 年度の収支及び利用者数に基づき料金改定案の立案がされていること、将来の物価高騰までは反映されていないこと、指定管理料は令和 6 年度と同額としていること、将来に向けての改修費用は考慮されていないこととなっている。
- ・今回は、中小企業診断士からの提案を基にした条例で定める使用料の改定案を検討する。
- ・利用者が実際に支払う利用料金は、条例で定める使用料の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものであり、使用料はあくまで上限額となる。
- ・使用料の改定においては、今後の物価上昇等を考慮し、次期指定管理期間の最終年における金額を定めることとしたい。
- ・使用料の改定についての素案に基づき、様々な視点から委員の皆様のご意見をお願いしたい。

#### ■質疑応答・意見

【委員】診断士案は、適正ではないか。今は諏訪市民割引の 400 円が入っている人が多いと思う。値上げにより行かなくなる人がいる可能性もある。子育て世代は、休日か夏に利用すると思うので、この金額で入ってくれるのか危惧される。定期券については、3 ヶ月定期券は利用者がいないようなので、廃止でいいのではと思う。家族が民間のスイミングスクールに行っているが、月々 7430 円ほど払っている。それを 12 ヶ月に換算してみると、89,000 円も払っている。金額の割に、口座から毎月の引落しなので、負担を感じていなかったと思う。しかし、購入時に何万円を支払うことになると、家計の中で負担が大きく、利用者離れにつながるのではないか。現在の市民割引券は、今後も発行されるのか聞きたい。また、子育て世代の利用については、例えば親子券のようなものを設定して、大人 1 人と子ども 1 人でいくらという設定をすれば、利用をしていただけるのではないか。若い世代に 1 回でもいいから利用していただいて、将来的な利用につなげないといけない。

【委員】市の指定管理料や補助金の増額や変更についての考え方を聞きたい。また、平日午後割引の時間帯は、いつからいつまでか。定期券の金額設定が高いため、客離れするのではないか。夜間割引の廃止について、現在の 20 時以降の利用者の様子を見ると、入館者数 10% 減では収まらないのではないかと思う。水泳協会では教室や大会を開催しているが、専用使用する場合、現在でも休日の料金は高いため、大会を開催できないのではと危惧される。

【委員】全体的な値上げは仕方ない。レッスンは、平日昼間の開催が多く、参加者は高齢者が多い。こんなに安い料金で施設を利用できるのは、ほかにはなくて、本当にいいとの話を聞く。定期券の金額設定は、安いと感じていて、民間施設と比べてもこの程度であれば、利用者は残ってくれるのではないか。利用者としては、1 回券が高いと感じる。岡谷市のプールは、1 回 530 円なので、そちらを

利用している。1回券を利用してくれる方が、どれだけ残るかが疑念ではある。

【委員】使用料を上限として、指定管理者がどの金額で出してくるか。1年定期券を買えないと、半年定期券を買い続ける人もいるかもしれない。今後、物価高騰の中で、可処分所得も変化すると思う。

【委員長】経営診断士の結果はどうみるか。

【委員】診断士の結果は、理にかなっていると思う。値上げによって、来館者数が減ってしまったら、本末転倒になってしまう。価格に見合う付加価値を付けてくれる指定管理者の選定が非常に大切だと思う。

【委員】診断結果は、ある程度理にかなっていると思う。診断結果には、今後の物価上昇が反映されていないことが心配である。

【委員】試算を基に上限額をどのように考えるかということだが、この上限額をいかに上手く事業者が使って、人数を落とさずにすわっこランドの目的を達成していくかということになる。上限額は、数字上は妥当性のあるものだと感じた。

【委員】旅の人が利用するには宣伝力が必要である。定期券の金額は、考えてしまう。値上げしても、後から人はついてくると言ったが、値上げ後にどのようなサービスが提供されるのか、従業員が値上げをどのようにフォローしていくかが大きな課題となる。

【副委員長】これまで20年間値上げをしなかったのが大きい。行政が何もしてこなかったのか。指定管理料は、2,000万円から6,000万円と3倍になっているが、利用料は変わっていない。今までの経過を見ると、診断結果は妥当ではないか。1年定期券の利用は、10月1日現在で135人である。値上げに対して抵抗は確かに感じられるので、定期券を使っている方には影響が大きい。親子での利用は、これからは重要なこと。こどもの料金が高いわけではない。スポーツ施設のビジター料金は、昔は300円くらいで、今は400円から500円であるが、こどもの利用が減るのではなく、そもそもこどもの利用が少ないのではないか。そこに対する対応が必要である。コース専用料金については、減免の扱いなど大会ごとに異なるだろうから、考えてもいいのではないか。

【委員長】親子券は、例えば、祖父と一緒に来ることもあれば、何人も連れて来ることもあるため、運営側は確認する手間が大きい。ガソリンが高騰しており、原油の高騰も想像ができない。物価高騰を考えると、柔軟な対応ができる料金改定が必要ではないか。

【事務局】ご質問について、一括で回答する。市民割引券を今後も続けられるかについて、市民割引券は、現在の指定管理者との協定の中で、指定管理者側に何かしらの市民割引や市民サービスをするように条件を挙げている。現在は、市の直営の時から配布している割引券をそのまま指定管理者が続けている。市民のためのサービスは、今後も何かしらの形で入れていきたいと考えているが、全戸配布等に課題もあるため、今と同じ市民割引券を継続するかは、約束できない状況である。次に、市の指定管理料を増額できないのかという質問について、当初の指定管理料が年間約2,000万円であったのが現在は約6,000万円にまで上がっている。市の支出をこれ以上に増やすことは難しい中で、今回の使用料改定の検討に入っている。また、今後の中規模改修工事のことを考えると、指定管理料以外に施設改修費用の負担がとて増えることから、厳しいと考えている。次に、平日午後割引の時間帯については、中小企業診断士の考えでは13時から16時までである。その時間帯の入館者数が少ないことから提案をいただいた。しかし、指定の時間帯を過ぎると通常の入館料に戻ることから、入館の取扱いが煩雑になる可能性があるため、平日午後割引は、指定管理者の判断に委ねたいと考え、条例で定められないような改定案にしている。親子券も同様の考え方になるため、指定管理者に委ね

たいと考えている。定期券については、例えば、月額定期券を条例で規定しなければ、指定管理者が月額定期券を作ることができないのかという点について、確認をしている状況である。

【事務局】今回の改定案について、どのような形でこの数字が出てきたのかを説明させていただく。一番大きなことは、先程にご発言がありましたが、料金を20年間据え置いたことである。料金は据え置きでありながら、運営費用が上がっている分、指定管理料として増額になってきており、市から支出して料金を抑えて、利用者の皆さまに安く利用してもらっていたが、厳しい状況になっている。指定管理期間が5年間であり、期間が変わる度に年間2,000万円ずつ、5年間で1億円ずつ上がってきている。さらに、指定管理者は赤字がずっと続いている。令和8年度に指定管理者の選定の時期を迎えるが、市の管理側からの視点で話すと、次の指定管理者の選定の際に、応募があるのかが危惧される。また、入館料を支払う側からの観点では、どのくらいの金額が適正になるのか。これは、今回の中小企業診断士による診断から、損益分岐点の金額を払ってもらえれば、現在の指定管理料かつ令和6年度の入館料で、収支が0になるため、一定の目安にはなるだろうと捉えたところである。その上で、損益分岐点での金額になると、指定管理者の立場からするともう少し収益が上がらないと、民間企業として応募する決断にならないのではと考えられる。中小企業診断士の結果は、今後の物価上昇が考慮されておらず、また、今後の中規模改修の費用も考慮されていないため、中小企業診断士からの提案を利用料の上限額である条例上の使用料にするわけにはいかないと考えたところである。次は、料金を上げてどうお客様に来ていただくかという話になると思う。指定管理者制度の利点である民間のノウハウを活かして、お客様が満足するサービスを提供できるような環境をつくるためには、指定管理者である民間企業がノウハウを活用できる環境を整える必要があると思う。前回の会議での皆様のご意見を踏まえ、中小企業診断士からの提案金額を参考に、今後の物価高騰を考慮した1回券の金額を出させていただいた。今後、値上げをした場合に利用者の減少への対策をどうしていくか。一つは、指定管理者である民間のアイデアに期待したい。もう一つは、中規模改修工事で浴室を改修する予定であるため、お客様の満足度が上がるだろうと考えている。市民特別割引については、今後、指定管理者の意見を踏まえながら検討していきたい。料金は上がるけど、人は来る環境をつくっていきたい。

【委員】診断士案では足りないということか。

【事務局】そのとおりである。利用者側の観点から見たときに、料金の上げ方は、非常に難しい。現在の630円から条例案の金額までの改定では、急激な変化になる。条例案である上限額まで指定管理者が値上げするかは指定管理者の裁量権もあるが、中小企業診断士の案がひとつの基準になると思う。今後、答申案を作成していくが、急激な料金変化に関するご意見を付けていくというのがひとつある

【委員】先日、知り合いに市の生活応援クーポンですわっこランドの利用を勧めたが、食料品を買うために使うので、そのような余裕はないと聞いた。市民の生活は厳しいということを知っていただきたい。

【委員長】市協会関係のプールの専用料は、減免ではないか。

【委員】市スポーツ祭のみ全額減免である。高体連は、予算があまりないようで、例えば、公認を取得している高校のプールを利用し、大会を開催するなど、主催者が工夫をしてやらざるを得ない。

【委員】上限額である条例案は、もっと上げてもいいと思う。民間のノウハウを活かすためには、そのノウハウを思う存分使えるように、幅を広げてもいいのではないか。民間の旅館やホテルは、コロナがあって、個人客が多くなったことから、二つの部屋を一つにしてスペースを広げて、車椅子でも

入れるようにして、そこでようやく単価を上げた宿泊代になった。改修による付加価値がお客様に伝わるかどうか。

【副委員長】定期券に関して、条例から外すとすると、指定管理者の裁量でいきすぎてしまうといけないため、上限は必要である。裁量権を多く与えることはよくない。

【委員】今後のスケジュールを見ると、表の矢印が令和8年度の改定にかかっているが、これまでの話を聞くと、事務局としては令和9年度の改定を考えていると思うが、どうか。

【事務局】その予定で検討していきたい。

## (2) 答申案の作成について

【事務局】これまでの検討を踏まえ、例えば、急激な値上げはしないなど、答申の付帯意見として付け加えたほうがいいことはあるか。

【委員】付帯意見は、どこまで有効性があるのか、単なる参考程度なのか。

【事務局】市長に答申を出すときに、委員会として、料金案に加えて、委員会としての意見を付けて出すものである。強制力はないが、今後の指定管理者の選定の際に、仕様書を作成するが、その中に、急激な値上げは避けること、上げ方やタイミングなどを考慮すること等の条件を付けることを考えている。

【委員】もし可能であれば、現在の指定管理者を募集した際の仕様書や募集要項を提供して欲しい。

【事務局】資料をお送りするので、期限を設けた上で、意見をいただきたい。

【副委員長】指定管理者と行政の広報が足りないので、答申案に入れて欲しい。定期券の金額は見直してもらえるのか。

【事務局】確認をさせていただきたいが、1回券の金額は、上限である条例案を素案として、ご承知いただけるということによろしいか。

【委員からの意見はなし】

【事務局】1回券は、確定とさせていただき、その上で定期券は検討したいが、我々も根拠を持って出している数字であるので、どこまで見直せるかはわからないが、事務局で検討させていただく。

## 5. その他（健康推進課長）

今回は、4月9日に開催したいと考えている。委員の皆様には、ご多忙のところ恐縮ではあるが、次回の当委員会の開催について、ご理解とご出席をお願いしたい。

## 6. 閉会（副委員長）

委員の皆さんから様々な意見を聞いて、市民のために何とかしたいと思う。市民を代表して意見をいただいたので、有効に活かしていけるように答申案をまとめていきたい。本日は、貴重な意見をいただき、ありがとうございました。

（午後8:30終了）